

堺市地域公共交通活性化協議会事務局規程 新旧対照表

| 現行 | 改正後（案） |
|--|--|
| <p>堺市地域公共交通活性化協議会事務局規程 （省略）</p> <p>（事務局長の専決事項）</p> <p>第5条 事務局長は、会長の職務に属する事項のうち、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められる事項については、この限りではない。</p> <p>(1) 事務局の運営に関すること。</p> <p>(2) 物品の購入その他協議会の運営に必要な契約の締結、その他予算の執行に関すること。</p> <p>(3) 物品及び現金の出納に関すること。</p> <p>(4) 負担金、補助金等の請求及び清算に関すること。</p> <p>(5) 協議会等の規程の改定に関すること。</p> <p>(6) 前5号に掲げるもののほか、軽易な事項に関すること。</p> <p>（省略）</p> <p>附 則 この規約は、令和4年12月22日から施行する。</p> <p>附 則 この規約は、令和5年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この規約は、令和7年1月29日から施行する。</p> <p>附 則 この規程は、令和7年4月1日から施行する。</p> | <p>堺市地域公共交通活性化協議会事務局規程 （省略）</p> <p>（事務局長の専決事項）</p> <p>第5条 事務局長は、会長の職務に属する事項のうち、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められる事項については、この限りではない。</p> <p>(1) 事務局の運営に関すること。</p> <p>(2) 物品の購入その他協議会の運営に必要な契約の締結、その他予算の執行に関すること。</p> <p>(3) 物品及び現金の出納に関すること。</p> <p>(4) 負担金、補助金等の請求及び清算に関すること。</p> <p>(5) 協議会等の規程の改定に関すること。</p> <p>(6) 前5号に掲げるもののほか、軽易な事項に関すること。</p> <p><u>2 なお、専決した事項のうち会長名で行う事項については速やかに会長に報告するものとする。</u></p> <p>（省略）</p> <p>附 則 この規約は、令和4年12月22日から施行する。</p> <p>附 則 この規約は、令和5年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この規約は、令和7年1月29日から施行する。</p> <p>附 則 この規約は、令和7年4月1日から施行する。</p> <p><u>附 則</u> <u>この規約は、令和8年 月 日から施行する。</u></p> |